

江東区 こども計画

● 令和7年度～令和11年度 ●

概要版



令和7年3月



スポーツと人情が熱いまち

江東区

1-1 計画の背景・主旨

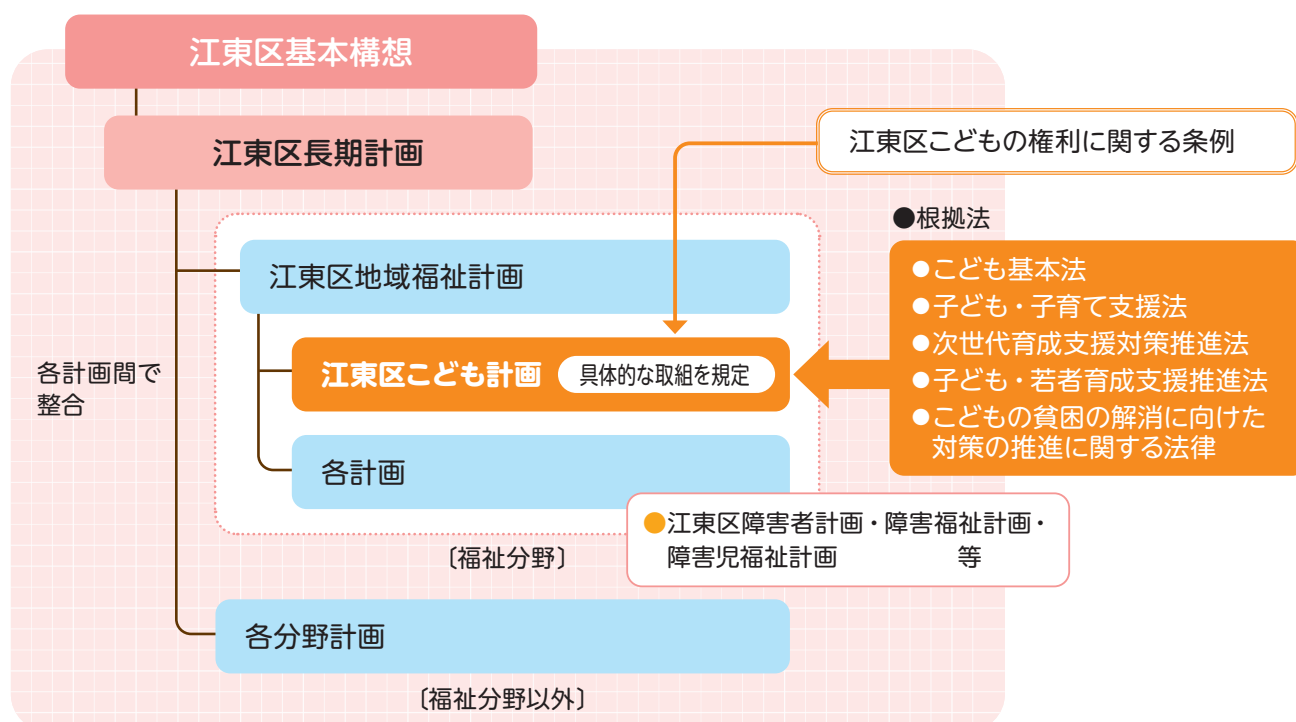
江東区では、「子育て応援のまち こうとう」を目指し、第2期「江東区こども・子育て支援事業計画」を策定し、令和4年度に保育所の待機児童ゼロを達成しました。しかし、今後は年少人口の減少が予測され、こどもを取り巻く環境が大きく変化することが見込まれます。こうした中、令和5年にはこども家庭庁が創設され、「こども基本法」を施行し、こども・若者施策を総合的に推進する「市町村こども計画」を作成するよう努めることとされました。これを受け、江東区では新たに「江東区こども計画」を策定し、こども・若者施策を総合的に推進します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、区の最上位計画である「江東区基本構想」及び「江東区長期計画」のうち、こども・若者に関する部門別計画として策定し、福祉分野の上位計画である「江東区地域福祉計画」や関連する他の部門別計画との整合を図り、一体的・総合的に計画を推進します。

また、本計画は、「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「市町村計画」として策定するものです。

さらに、「江東区こどもの権利に関する条例」(令和7年4月1日施行)の具体的な取組を定める計画としても位置づけ、こどもの健やかな育ちを支えていくため歩みを進めていきます。



1-3 計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳までとし、切れ目のない支援が必要な場合等、施策によってはそれ以上の年齢の若者も対象とします。

また、「子育て当事者」も対象とするほか、こども・若者・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とします。

	乳幼児期 (0～6歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (12～18歳)	青年期 (18～29歳)	ポスト青年期 (～39歳)
こども					
若者					

参考) こども大綱による定義

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

*「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示します。なお、「若者」については、法令上の定義はありませんが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとします。

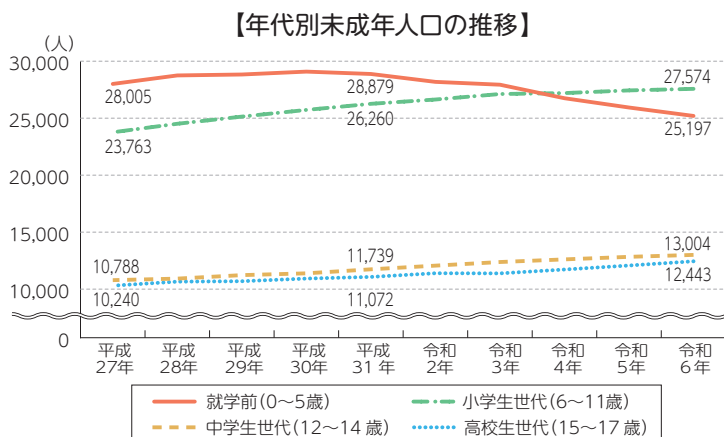
1-4 計画の期間

本計画の期間は令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5か年とし、国の制度改正等の必要に応じて途中年度において見直しをするものとします。

2-1 総人口及び未成年人口（18歳未満）の推移

本区の人口は増加し続けており、令和6年1月1日時点で約54万人となっています。

年代別の未成年人口（18歳未満）の推移をみると、就学前人口（0～5歳）は、平成31年の28,879人をピークに減少傾向にあり、令和6年1月1日時点で25,197人となっています。一方、小学生世代、中学生世代、高校生世代はいずれも増加傾向にあります。

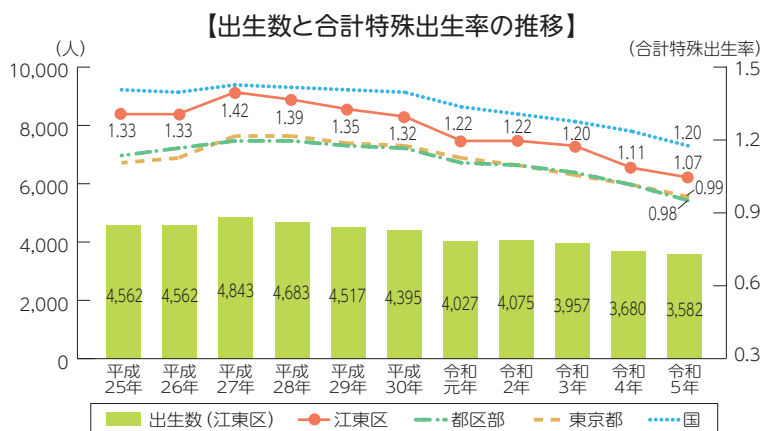


出典：住民基本台帳人口調査集計表、各年1月1日時点

2-2 出生数及び合計特殊出生率の推移

本区の出生数は平成27年の4,843人をピークに減少し、令和5年時点では3,582人となっています。

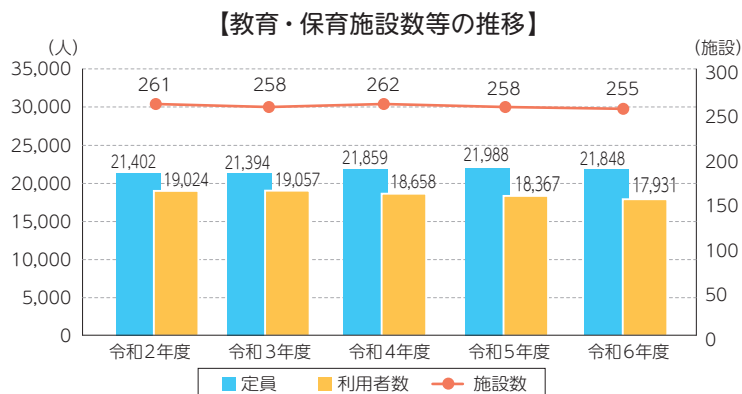
合計特殊出生率についても平成27年の1.42をピークに減少し、令和5年時点で1.07となっています。東京都や都区部よりは高い水準であるものの、全国を下回る水準が続いています。



出典：人口動態統計(厚生労働省、東京都)

2-3 教育・保育施設、保育所待機児童数の推移

教育・保育施設（幼稚園・認定こども園・認可保育所等）の施設数及び定員数は近年やや減少しています。利用者数についても令和3年度より減少しています。待機児童数は令和4年度より0人が続いています。



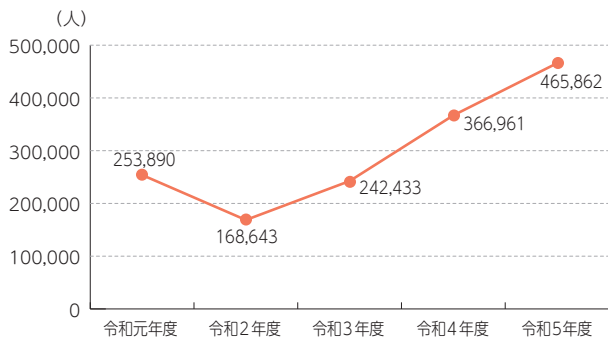
出典：業務取得(保育施設は4月1日時点、教育施設は5月1日時点)

2-4

子育て支援サービス利用者数の推移

子育てひろばやリフレッシュひととき保育の利用は新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、令和2年度以降は増加し続けています。

【子育てひろば延べ利用者数の推移】



【リフレッシュひととき保育利用件数の推移】



出典：業務取得

2-5

特別な支援を必要とするこどもの統計

特別な支援を必要とするこどもの数は各分野において増加傾向にあります。

ひとり親世帯数(18歳未満親族同居)	4,402世帯 (平成22年)	➡	5,078世帯 (令和2年)
障害児数	1,350人 (令和元年度)	➡	1,517人 (令和5年度)
不登校児童・生徒数	小学校 217人 中学校 351人 (令和元年度)	➡	小学校 551人 中学校 592人 (令和5年度)
児童虐待受理件数	1,390件 (令和元年度)	➡	1,731件 (令和5年度)

出典：「ひとり親世帯数」は国勢調査、そのほかはすべて業務取得

2-6

こどもの声

計画の策定にあたってはこどもの声を聴く機会として、こども本人や保護者等を対象にしたアンケートを実施したほか、こどもの権利に関する条例の検討に伴う「こどもまんなかワークショップ」を開催しました。アンケートやワークショップの結果については以下の二次元コードから報告書をみることができます。



調査結果報告書
(区ホームページ)



こどもまんなかワークショップ
実施報告書(区ホームページ)

3-1 計画の基本理念

みんなで支えあい、こども・若者たちが
心から「生まれてきて良かった」と実感できる社会を目指します。

基本理念には
こどもたちの
意見も取り入れ
ました！

こどもの意見「どんな社会になるとよいか」

～こどもまんなかワークショップより～

- こどもも大人も関係なく平等で互いの意見が尊重される社会
- 「居心地がよくこの世界にうまれて良かった」誰もがそう思える社会
- 全ての人が笑顔で幸せ(幸せのかたちは問わない)



3-2 計画の基本目標と指標

基本目標1 こどもの権利を 守る

こどもの
意見

指標

全てのこどもが個人として尊重され、また、権利の主体であることを自覚できるよう、広く「こどもの権利」について周知・啓発を行います。
さらに、こどもの声を聴く機会の拡充や、権利が守られない環境に置かれたこどもを早期に発見し、必要とする支援につなげられる体制を整えます。

- ◆ アンケートを定期的に行って、親等とあまり上手くいってない子たちに応援してあげてほしいです。(小学生高学年アンケートより)
- ◆ アメリカのタウンミーティングの様な制度を可能な限り導入してほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより)
- ◆ “こどもの最善の利益”を優先した社会!(こどもまんなかワークショップより)

「こどもの権利」について知っているこども・若者の割合(区民意向調査)
小学生: **40.5%** 中高生世代: **39.4%** → **100%**

基本目標2 こどもの育ちを 支える

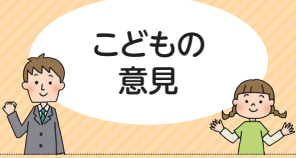
こどもの
意見

指標

全てのこどもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、学び、遊びや様々な体験活動の機会に恵まれ、自分の可能性を広げられる若者・大人へと成長できる環境を整備します。また、医療・保健・福祉等の関係する機関が連携し、母子の切れ目ない支援を提供します。

- ◆ 私はスポーツが好きなのでオリンピックやパラリンピック選手に会う機会がほしいです。(小学生高学年アンケートより)
- ◆ 勉強できる場所を増やしてほしい。(中学生・高校生世代アンケートより)
- ◆ 自分に合った選択ができる社会。(こどもまんなかワークショップより)

こどもの安全・安心な居場所があると感じている区民の割合
41.5% → **64%**

基本目標3 保護者の子育てを支える	子育てをする保護者の悩みに寄り添うために情報提供や相談体制を拡充するとともに、子育てにかかる負担を軽減するため、福祉サービスや経済的支援の充実を図ります。
 こどもの意見	◆ 親へ。いつもありがとうございます。これからも私のことを大切にしてほしいです。(生活実態(小学生)アンケートより) ◆ 親の子育てでお金の負担を減らせるような取組をもっとしてほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより)
指標	必要な子育て情報が入手できる保護者の割合 65.2% → 75%

基本目標4 特別な支援が必要な子ども・若者・保護者を支える	全ての子ども・若者の「最善の利益」と「ウェルビーイング(幸せな状態)」を保障するにあたり、特別なサポートを必要とする子ども・若者とその保護者が、その状況に応じて、切れ目のない適切なサポートを得られる環境づくりを教育・福祉・保健等の関係部署とこれまで以上に連携して進めます。
 こどもの意見	◆ 区内の親が不登校に理解があるようにしてほしい。自分以外に苦しんでる人がいる。(中学生・高校生世代アンケートより) ◆ こどもも大人も障害者も誰でも平等に生きられる社会。(こどもまんなかワークショップより) ◆ 高校生でも江東区に役立てることがあれば、発信してほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより)
指標	しつけであってもこどもに体罰を与えてはならないと理解している区民の割合 63.6% → 100%

基本目標5 地域全体で子育てを支える	こどもを地域全体で育むという考え方のもと、地域の団体、事業所や企業等の協力を得ながら、こどもが地域の人たちと交流しながら成長できる環境づくりを進めます。 また、専門的な見地から質の高いサポートを提供することができるよう、子育て支援に携わる人材の確保や質の向上、また、それらの人材を含めた地域のサポート体制のネットワーク化を推進します。
 こどもの意見	◆ 江東区を暮らしやすい町にするためには、私たち区民の社会参画が必要だと感じました。(生活実態(中学生)アンケートより) ◆ 助け合いの精神が高い人が多い世界。(こどもまんなかワークショップより)
指標	地域に見守られて子育てしていると感じる保護者の割合 57.4% → 75%

4-1 施策の体系

基本目標

具体的な方向性(大施策)

1

こどもの
権利を守る

1 こどもの権利の周知・理解促進、相談・救済体制の充実

2 こどもの意見表明・社会参加機会の確保

2

こどもの
育ちを支える

1 こどもの健全な発育の支援

2 就学前の教育・保育事業の充実

3 居場所等の充実

4 学習・体験機会の充実

3

保護者の
子育てを支える

1 家庭の養育力向上への支援

2 子育て支援サービスの充実

3 相談体制と情報提供の充実

4 子育て家庭への経済的支援

4

特別な支援が
必要なこども・
若者・保護者を
支える

1 障害や発達状況に配慮を必要とするこどもへの支援

2 虐待の未然防止と対応

3 生活困窮層への支援、ヤングケアラー支援

4 不登校・いじめ・ひきこもりへの支援

5 外国にルーツを持つこどもと保護者への支援

6 こども・若者の社会的自立の支援

5

地域全体で
子育てを支える

1 地域ぐるみの子育て支援の環境づくり

2 こどもの安全・安心確保

3 関係機関のネットワーク化の推進

4 ワーク・ライフ・バランスの推進啓発

基本目標1

こどもの権利を守る

大施策	めざす姿
1 こどもの権利の周知・理解促進、相談・救済体制の充実	こどもの権利に対する広報、啓発を充実させ、こども自身とこどもを支える大人の双方がこどもの権利について学び、理解を深めています。また、こどもが困った状況になった時に、それに対する相談や救済ができる体制が充実しています。
2 こどもの意見表明・社会参加機会の確保	こどもが自分の意見を表明できる機会、社会参加できる機会が確保されています。

基本目標2

こどもの育ちを支える

大施策	めざす姿
1 こどもの健全な発育の支援	妊娠期から乳幼児期・学齢期にわたる切れ目のない出産・子育て・健康づくりに対する支援が行われ、安心してこどもを産み、子育てができる環境が整っています。
2 就学前の教育・保育事業の充実	教育・保育施設が適切に整備されているとともに、良質で多様な教育・保育事業が安定的に提供され、こどもたちがのびのび育ち、子育て家庭が安心して子育てできる環境が実現しています。
3 居場所等の充実	こどもが安全・安心に過ごせる居場所や遊び場を提供することで、こどもの安定した日常生活が確保され、こどもたちが健やかに成長しています。
4 学習・体験機会の充実	こどもたちが文化、スポーツ及び読書等に親しむほか、多様な学習・体験を行うことで、豊かな人間性や社会性を身につけています。

基本目標3

保護者の子育てを支える

大施策	めざす姿
1 家庭の養育力向上への支援	親が自らの養育力を発揮するとともに、こどもの育ちと親自身の成長を感じながら、専門職への相談や親同士で悩みや不安を共有・情報交換できる場を活用し、家庭での養育を行うことができています。
2 子育て支援サービスの充実	各家庭のニーズに合った子育て支援サービスが提供されることにより、保護者の子育ての負担感や孤立感、不安感が軽減され、こどもが健やかに成長しています。
3 相談体制と情報提供の充実	子育てに関する相談を気軽にできるとともに、必要な子育て支援情報が確実に保護者に届く環境が構築され、子育ての孤立感や不安感が軽減されています。
4 子育て家庭への経済的支援	経済的支援により、子育て家庭の負担が軽減され、安心して子育てができます。

基本目標4

特別な支援が必要な子ども・若者・保護者を支える

大施策	めざす姿
1 障害や発達状況に配慮を必要とする子どもへの支援	障害や発達状況に配慮を必要とする子どもが将来の自立に向け、ニーズに応じた適切な支援をライフステージに合わせて切れ目なく受けるための支援体制が整備されています。
2 虐待の未然防止と対応	全ての子どもが、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す「子ども基本法」にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等が保障されています。子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止に社会全体で取り組んでいます。
3 生活困窮層への支援、ヤングケアラー支援	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育まれる環境の整備と教育の機会均等が図られ、子ども一人ひとりが夢や希望を持って成長できる社会が実現されています。
4 不登校・いじめ・ひきこもりへの支援	不登校、いじめやひきこもりを未然に防止する環境が整っていると同時に、悩んでいる子どもに対し、早期に適切な支援が提供され、子どもたちが地域とのつながりの中で育まれています。
5 外国にルーツを持つ子どもと保護者への支援	外国にルーツを持つ子どもや日本語を母語としない子どもが、支障なく学校・保育所や地域での生活を送っています。
6 子ども・若者の社会的自立の支援	家庭、学校、青少年関係団体及び行政等がそれぞれの役割を果たすと同時に、相互に協力・連携し、子ども・若者の健全育成に向けて取り組む社会が実現しています。

基本目標5

地域全体で子育てを支える

大施策	めざす姿
1 地域ぐるみの子育て支援の環境づくり	地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える環境が築かれ、子育てしやすいまちが実現しています。
2 こどもの安全・安心確保	地域住民・団体と区が一体となり、こどもの安全・安心な居場所・環境を構築することにより、子どもたちが健やかに成長しています。
3 関係機関のネットワーク化の推進	こどもの最善の利益のため、子どもや家庭に関する様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援が行われていることで、地域全体で子育て家庭を支える環境が構築されています。
4 ワーク・ライフ・バランスの推進啓発	性別に関わらず積極的に家事や子育て、介護等を担い、男女がともに自ら希望するバランスで職場・家庭・地域での生活を充実できる環境が実現しています。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策

5-1 事業体系

子ども・子育て支援制度の概要は下表の通りとなります。本章では子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業等について、子ども・子育て支援法に基づき量の見込み(需要量)及び確保方策(供給量)を記載します。



※1 認可外保育施設等の利用にあたり補助を受けるための認定。なお、補助を受ける要件は、施設や世帯の所得状況等により異なる。

※2 0～2歳児を対象とした施設で、小規模保育(利用定員6人～19人)、家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがある。

※3 「子ども・子育て支援新制度」が開始された平成27年度以降も、従来の私学助成による補助により運営を継続している幼稚園のこと。

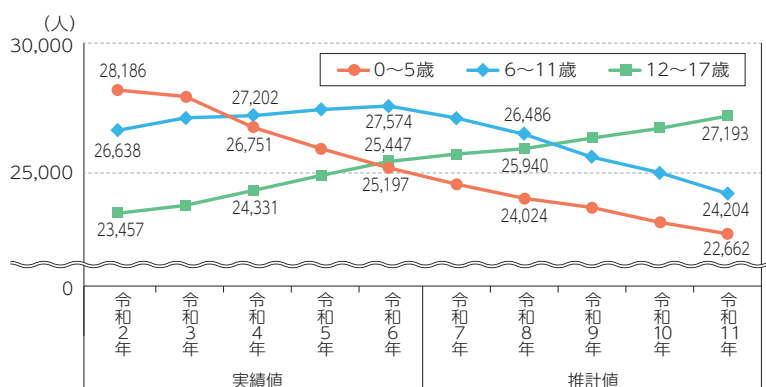
5-2 提供区域の設定

国の基本指針では、教育・保育等の需要を表す「量の見込み」及び供給を表す「確保方策」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域」を定めることとしています。

本区においては、保育事業（2号認定・3号認定）は深川・城東・臨海（豊洲特別出張所管内）の3区域に設定します。教育事業（1号認定）及び地域子ども・子育て支援事業等については、区全体を一つの提供区域として設定します。

5-3 未成年人口の予測

令和7年から令和11年までの年齢別の未成年人口（0～17歳）を推計したところ、計画期間の最終年である令和11年の未成年人口は74,059人で令和6年に比べて約5%の減少、0～5歳の就学前人口は約10%の減少、6～11歳の小学生人口は約12%の減少となる見込みです。



5-4 教育・保育事業

【事業概要】

■ 幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。

教育・保育区分

種別	対象		該当する施設
教育標準時間認定	1号認定	3～5歳のこどもであって、2号認定以外の家庭	認定こども園・幼稚園
保育認定	2号認定	3～5歳のこどもであって、保護者の就労、出産、疾病等により保育の必要性がある家庭	認定こども園・保育所
	3号認定	0～2歳のこどもであって、保護者の就労、出産、疾病等により保育の必要性がある家庭	認定こども園・保育所・地域型保育

【方針】

〔1号認定〕

■ 「区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に基づき、区立幼稚園の適正配置を実施するとともに、3歳児保育や預かり保育を実施することで区民ニーズに添えていきます。

〔2・3号認定〕

■ 地域やこどもの年齢によって異なる保育需要に応じた適切な定員確保により、待機児童ゼロの継続に取り組めます。

確保見込み

	令和7年度		令和11年度
1号認定	4,129人	→	3,674人
2号認定	10,378人	→	10,284人
3号認定	7,235人	→	7,235人

事業名と事業見込み	事業内容
①利用者支援事業 【事業確保見込み 実施か所数】 令和7年度 23か所  令和11年度 25か所	こども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。また、妊婦等包括相談支援事業により伴走型の相談支援を行います。
②時間外保育事業（延長保育事業） 【事業確保見込み 月極利用平均人数】 令和7年度 1,010人  令和11年度 1,010人	保育認定（2号・3号の各種認定）を受けたこどもに対して、通常の利用日以外の日、また通常の利用時間以外の時間において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【事業確保見込み B登録登録者数】 令和7年度 3,789人  令和11年度 3,541人	保護者が仕事等で日中家にいない家庭の児童に対して、放課後等に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、児童の健やかな育成を図る事業です。平日の午後（放課後）のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。
④子育て短期支援事業 【事業確保見込み 年間利用者数】 令和7年度 1,351人  令和11年度 1,351人	保護者の病気や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な支援（宿泊を伴う一時的預かり）を行う事業です。
⑤乳児家庭全戸訪問事業 【事業確保見込み 年間訪問件数】 令和7年度 3,683件  令和11年度 3,373件	助産師又は保健師が、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や子育て状況等の把握を行い、育児や産後の体調等の相談を受けたり必要なサービスにつなげたりする事業です。
⑥-a 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 【事業確保見込み 養育支援訪問件数】 令和7年度 19件  令和11年度 20件	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、子育てに関する専門的な指導・助言に基づく家事支援を行うことで、当該家庭の適切な養育の実現を目指す事業です。子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図る取組を実施する事業です。
⑥-b 子育て世帯訪問支援事業 【事業確保見込み 訪問件数】 令和7年度 408件  令和11年度 419件	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
⑥-c 児童育成支援拠点事業 【事業確保見込み 利用者数】 令和7年度 — （令和10年度事業開始予定）  令和11年度 108人	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。
⑥-d 親子関係形成支援事業 【事業確保見込み 対応件数】 令和7年度 — （令和10年度事業開始予定）  令和11年度 97件	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行う事業です。

事業名と事業見込み	事業内容
⑦ 地域子育て支援拠点事業 【事業確保見込み 実施か所数】 令和7年度 28か所 令和11年度 29か所	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。江東区では、地域子育て支援拠点事業として「子育てひろば」を行うほか、「マイ保育園ひろば」、「かんがるーひろば」を実施しています。
⑧-1 一時預かり事業（幼稚園預かり事業） 【事業確保見込み 年間利用者数】 令和7年度 115,201人 令和11年度 113,383人	子育て支援の一環として、通院・介護等の保護者のニーズに応えるため、教育時間前後に預かり保育を実施する事業です。
⑧-2 一時預かり事業（在園児対象を除く一時預かり事業） 【事業確保見込み 年間利用者数】 令和7年度 39,390人 令和11年度 43,410人	保護者の入院や通院、親族の看護等で、家庭での保育が一時的に困難となった場合や保護者のリフレッシュ目的での利用による育児負担の軽減等を目的として、主として昼間、認可保育所その他の場所で一時的にこどもを預かる事業です。
⑨ 病児保育事業 【事業確保見込み 年間利用者数】 令和7年度 4,200人 令和11年度 4,200人	病院・保育所等に設置された専用スペース等において、病気又は病気の回復期であるために保育所に登園できない児童の保育を一時的に看護師等が行う事業です。
⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 【事業確保見込み 年間利用者数】 令和7年度 2,070人 令和11年度 2,430人	区内で就学児に対する送迎等、育児の手助けを必要とする方（利用会員）と手助けができる方（協会員）を結び、会員同士による援助活動を行う事業です。
⑪ 妊婦健康診査事業 【事業確保見込み 年間受診票交付件数】 令和7年度 4,051件 令和11年度 3,710件	妊産婦の健康状態を保ち、向上させるため、健康診査を行う事業です。
⑫ 産後ケア事業 【事業確保見込み 年間利用日数】 令和7年度 4,216人日 令和11年度 4,312人日	産後に不安を抱える母親が、乳児と一緒に助産所等の施設において、助産師等から母子のケアや授乳指導、育児指導が受けられる事業です。また、授乳に不安を抱える母親には、助産師による乳房ケアを行います。
⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得者の負担軽減を図るため、認定世帯（1号～3号のいずれかの教育・保育認定を受けた世帯）に対して教育・保育に必要な日用品や行事参加費等の実費負担分の費用を助成する事業です。
⑭ 多様な主体の参入促進事業	保育の需要に応じた供給体制の確保や多様な事業者の能力活用を図るため、認可保育所等特定教育・保育施設への民間事業者の参入を促進する事業です。
⑮ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	満3歳未満で保育所等に入所していない乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

6-1 計画の推進体制

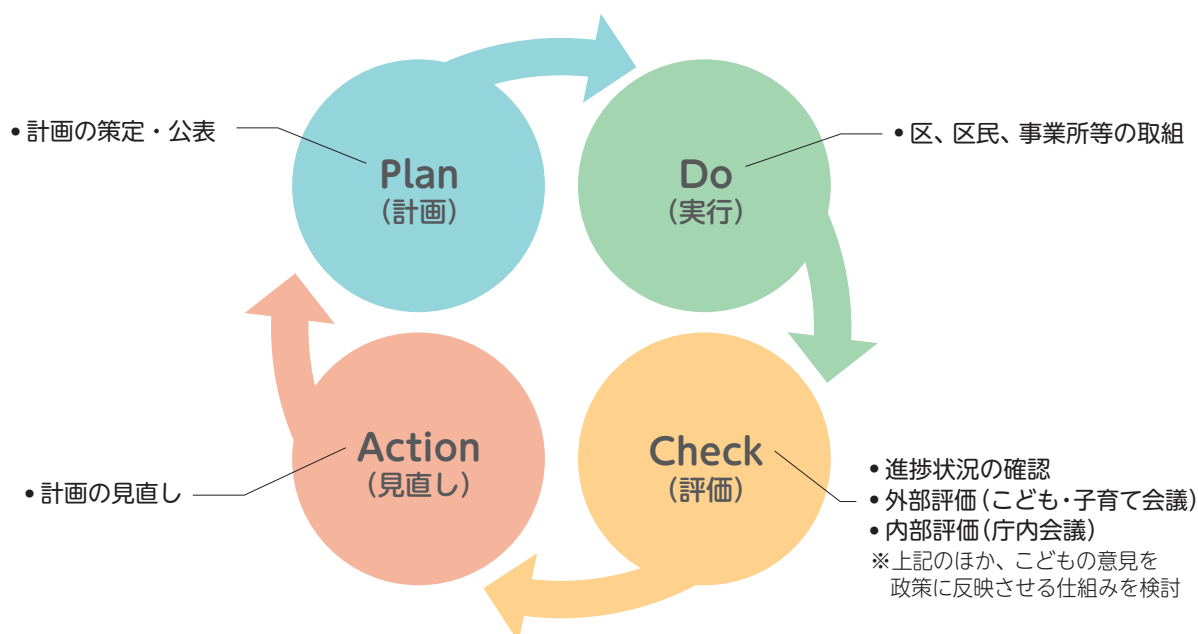
本区に暮らす子ども・若者が健やかに育ち、保護者は喜びを感じながら子育てができるまちづくりを実現させるためには、区だけでなく、地域全体での取組が不可欠です。

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに関わる事業者・関係団体をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、策定した計画等について、ホームページ等を活用して、広く区民に周知します。さらに、本計画が子ども・若者の視点に立った計画として運用していけるよう、適宜子ども・若者の意見を聴きながら評価・改善をできる仕組みを検討します。

また、子育て支援に関わる取組は多岐にわたるため、庁内関係課との緊密な連携を図ることはもとより、児童相談所や福祉・教育機関、警察・NPO法人や団体等との連携を図ります。

6-2 進捗管理

各年度の計画に基づく施策・事業の実施状況、教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況や実績等について、PDCAサイクルの視点を持って点検・評価を行います。また、量の見込みで大きな乖離が生じた場合や国の制度動向等により、必要に応じて計画を見直すものとします。



●江東区子ども・子育て会議

「江東区子ども・子育て会議」は、子育ての専門家や区民の代表により構成され、本計画の策定・進行管理にあたり、計画の内容等についての意見を聴取するために設置するものです。



江東区 こども計画

令和7年度～令和11年度
【概要版】

令和7年3月 印刷物登録番号(6)73号

編集発行

江東区こども未来部こども家庭支援課

江東区東陽4-11-28

電話(3647)9111(代表)

